

明年の統一地方選、参議院議員通常選挙に向けた

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[平成 30 年 8 月 9 日(木)~10 日(金)開催]

選挙管理事務の基本実務

市議会議員選挙を中心とする 選挙執行実務のポイント
~告示日前の準備から執行終了後までの実務能力向上を目指す~

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

選挙には公正・公平が強く求められ、そして何よりもミスが許されないことから、その事務を執行する職員の能力向上は大きな課題となっております。本セミナーでは、選挙執行の準備段階の実務から選挙執行終了までの間に必要な実務を、時系列的に解説し、選挙執行事務の全体像を提示します。講師は、選挙管理の実務を現場で永年にわたり経験し、これまで川崎市選挙管理アドバイザーとして、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」等でも活躍中の小島勇人氏です。選挙管理の40年以上にわたる実務経験に基づき、明年の統一地方選挙及び、参議院議員通常選挙を控え、また市議会議員選挙等、ひとつの選挙を終えるまでの選挙執行事務をわかりやすく解説致します。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、各市町村の次の選挙に向け、この機会に関係者各位の積極的なご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

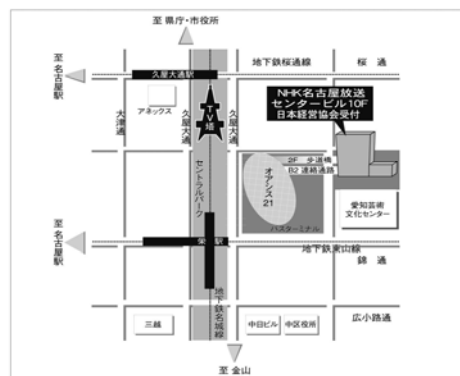
日 時：平成30年 8月 9日(木) 13:00~17:00
10日(金) 10:00~16:00

会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

講 師：一般社団法人 選挙制度実務研究会 代表理事
市町村職員中央研修所 客員教授
日本大学法学部 非常勤講師
(前)川崎市選挙管理アドバイザー 小島 勇人氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。

- ※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
- ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:竹本・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418

※お問合せは、平日の9:15~17:15 お願いいたします

以上

第1 はじめに

1. 選挙のないときは

- (1) 充電のときは準備のとき
- (2) 選挙職員の使用は
- (3) 選挙が処理する事務は

2. 選挙管理執行上の留意点

- (1) 高度の公正さ、的確さ、中立さの要求
- (2) 選挙は集合的行為
- (3) 選挙はスケジュール事務
- (4) 選挙の執行は一時的・大量的事務処理
- (5) 選挙は全国的事業

第2 選挙告示前の主な実務

1. 主要事務日程の策定

2. 選挙事由発生届出等

- (1) 選挙事由発生届出
- (2) 都道府県選挙管理委員会の同時選挙の決定通知
- (3) 直接請求署名収集禁止

3. 事務執行計画の策定

- (1) 組織及び事務処理計画
- (2) 施設及び物品調達計画
- (3) 選挙時啓発事業計画
- (4) 投票及び開票の速報計画

4. 委員会の開催

- (1) 市選挙管理委員会が議決する事項
- (2) 区選挙管理委員会が議決する事項

5. 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任

6. 投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任

7. 期日前投票所の投票立会人の選任

8. 投票所の投票立会人の選任

9. 開票管理者及び同職務代理者の選任

10. 選挙長及び同職務代理者の選任

11. 選挙事務打合せ会の開催

- (1) 庁内連絡会議
- (2) 警察との打合せ会
- (3) 郵便局(日本郵便)との打合せ
- (4) 報道関係者との打合せ会
- (5) 指定施設不在者投票事務説明会
- (6) その他の打合せ等

12. 供託物取扱い機関の指定

13. ポスター掲示場に関する事項

- (1) ポスター掲示場の設置
- (2) ポスター掲示場の規格等
- (3) ポスターの掲示
- (4) ポスター掲示場の管理等

14. 公営施設使用の個人演説会に関する事項

- (1) 公営施設の範囲
- (2) 施設の設備の程度及び納付すべき費用の額
- (3) 施設使用予定表の提出

15. 立候補予定者事前説明会の開催

- (1) 立候補予定者の把握
- (2) 開催時期
- (3) 連絡方法
- (4) 連絡事項
- (5) 開催当日の次第等

16. 政党説明会の開催

- (1) 開催時期
- (2) 関連政治団体への連絡方法
- (3) 連絡事項
- (4) 開催当日の次第等
- (5) 確認申請書類等の事前審査
- (6) 確認申請書類等の審査事項

17. 選挙人名簿

- (1) 選挙人名簿の意義
- (2) 選挙人名簿の目的
- (3) 選挙人名簿の効力期間
- (4) 選挙人名簿の被登録資格
- (5) 選挙時登録
- (6) 縦覧・異議の申出等
- (7) 直接請求に必要な選挙権を有する者の数の告示
- (8) 選挙人名簿の整理
- (9) 選挙人名簿抄本の送付

18. 郵便投票証明書の交付

- (1) 郵便等による不在者投票をすることができる選挙人の範囲
- (2) 郵便等投票証明書

19. 郵便等による不在者投票における代理記載対象者の証明等

- (1) 郵便等による不在者投票において代理記載をさせることができる選挙人
- (2) 代理記載対象者の証明手続き
- (3) 郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等

20. 政治活動用事務所証票の交付

- (1) 日常の政治活動のための文書図画の掲示の規制
- (2) 政治活動用事務所証票の交付事務
- (3) 証票の交付申請者に対する留意点

21. 投票所入場券の調製・配布準備

- (1) 入場券の調製
- (2) 入場券の交付準備

22. 違反文書図画の撤去警告・撤去命令

- (1) 選挙管理委員会の撤去命令
- (2) 撤去命令等の対象となる違法な文書図画
- (3) 撤去命令等の手続き

第3 選挙告示後の主な実務

1. 選挙期日前 指定都市9日 一般市7日

- (1) 諸告示の施行
- (2) 候補者届出の受理開始
- (3) 候補者届出事項の異動届受理
- (4) 候補者辞退届の受理
- (5) 各種物件の交付
- (6) 選挙事務所設置(異動)届出の受理
- (7) 出納責任者選任(異動)届出の受理
- (8) 出納責任者職務代行開始(終了)届出の受理
- (9) 報酬を支給する選挙運動従事者(事務員、車上等運動員、手話通訳者)の届出の受理
- (10) 選挙立会人の届出の受理
- (11) 公営施設使用の個人演説会開催届出の受理
- (12) 選挙公報の掲載(撤回・修正)申請の受理
- (13) 政治団体の確認
- (14) 政治活動用自動車表示板の交付
- (15) 政治活動用ポスター証紙の交付
- (16) 政談演説会開催届出の受理
- (17) 政談演説会告知用立札、看板類表示板の交付
- (18) 政治活動用ビラの届出の受理
- (19) 機関新聞紙・雑誌届出の受理
- (20) 選挙人名簿の閲覧等停止
- (21) 縦覧用書面の縦覧開始
- (22) 候補者届出の締切等
- (23) 選挙公報の掲載順序のくじの施行
- (24) 期日前投票所及び不在者投票場所並びに投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじの施行

2. 選挙期日前 指定都市8日 一般市6日

- (1) 補充立候補届出の受理開始
- (2) 選挙公報の印刷及び配布開始
- (3) 期日前投票・不在者投票開始
- (4) 期日前投票所の投票箱の管理等
- (5) 期日前投票所の投票録等の作成

3. 選挙期日前 指定都市7日 一般市5日

公営施設使用の個人演説会開催開始

4. 選挙期日前 4日

郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求最終日

5. 選挙期日前 3日

- (1) 選挙立会人選任の届出最終日
- (2) 選挙立会人くじの施行、決定者等への通知
- (3) 投票立会人の選任通知等
- (4) 補充立候補者届出の最終日
- (5) 無投票の告示、報告、通知

6. 選挙期日前 2日

選挙公報の配布完了

7. 選挙期日前 1日

- (1) 期日前投票・不在者投票最終日
- (2) 期日前投票の投票箱の選挙管理委員会への送致
- (3) 投票所準備(設営)
- (4) 不在者投票その他投票機材等の送付
- (5) 投票記載所の氏名等掲示の提出
- (6) 選挙事務所距離制限の連絡等
- (7) 選挙人名簿の補正登録、抹消等
- (8) 選挙人名簿抄本の送付

8. 選挙期日

- (1) 投票
- (2) 投票状況の報告
- (3) 投票総参加啓発宣伝
- (4) 不在者投票等の投票管理者への送致
- (5) 投票終了
- (6) 期日前投票の投票箱等の選挙長・開票管理者への送致
- (7) 開票・選挙会
- (8) 開票状況の報告
- (9) 当選人決定の手續
- (10) 選挙録等の作成、送付
- (11) 当選人の決定報告

第4 選挙期日後の主な実務

1. 選挙期日後 1日

- (1) 当選人の告知、告示及び報告
- (2) 当選人がない(定数に達しない)旨の報告、告示等
- (3) 当選証書の付与

2. 選挙期日後 6日

選挙人名簿の閲覧開始

3. 選挙期日後 15日

選挙運動費用収支報告書の受理

4. 選挙期日後 16日以後

- (1) 選挙運動費用収支報告書の公表、報告
- (2) 供託物の返還通知等
- (3) 供託物の帰属通知
- (4) 選挙(当選)の効力に関する異議の申出

一般社団法人 選挙制度実務研究会 代表理事

市町村職員中央研修所 客員教授

日本大学法学部 非常勤講師

(前)川崎市選挙管理アドバイザー

講師紹介
小島 勇人 氏

昭和49年 日本大学法学部卒業

川崎市入職 川崎市川崎区役所総務課選挙係

昭和53年 川崎市選挙管理委員会事務局選挙課

昭和56年 自治省行政局選挙部選挙課(自治事務官)

昭和57年 川崎市選挙管理委員会事務局選挙課

その後一貫して選挙管理委員会事務局勤務

平成21年 川崎市選挙管理委員会事務局局長

平成24年 定年退職 川崎市選挙管理アドバイザー

現在 日本大学法学部非常勤講師

市町村職員中央研修所客員教授

シリーズ市町村の実務と課題25「選挙管理委員会事務局」を始めとして、著作・論文多数。公益財団法人 明るい選挙推進協会監事・障害者政策委員会専門員(選挙関係)等、外部役員・研究会委員も務める。

日本経営協会・中部本部 行 (この面をそのままFAXしてください)

FAX(052)952-7418

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60010544

「選挙管理事務の基本実務」講座・参加申込書

H30/8.9~10

ふりがな 団体名	TEL () - ()		ご派遣責任者(ご連絡担当)
所在地	Fax () - ()		所属・役職名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	氏名
			担当 経験
			年 月
			年 月
			<通信欄>
			印

※請求書の宛先についてご教示ください。(□団体名と同じ □その他)

・3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。 □